

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	政策調整部情報政策課 D X 推進室
委 託 業 務 名	OTSU POINT（おおつポイント）制度における給付事業の委託に関する基本契約書について（KDD I 株式会社）
委 託 業 務 場 所	-
概 要	令和 6 年度の自治体マイナポイント（施策ポイント）の交換を開始するにあたり以下の業務を事業者へ委託するもの。 (1)自治体が付与することを決定した施策ポイントを付与する業務 (2)施策ポイントの利用に関する業務 (3)施策ポイントに係る精算に関する業務 (4)その他第(1)号から第(3)号に付随する業務（事業者から自治体に対する月次報告、施策ポイントの利用先の登録、不正検知業務等）
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 5 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 2 日
契 約 金 額	5 5 0, 0 0 0 円（税込） +（実績に応じて）ポイント原資、交換手数料
契約の相手方	〔所在地〕東京都千代田区飯田橋 3 丁目 10 番 10 号 〔名 称〕KDD I 株式会社
契約相手方の選 定 理 由	KDD I 株式会社は「au PAY」の付与等の委託に関する業務を受託できる唯一の事業者であるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- （注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。